平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長							フリガ ナ) かなたの氏名 かなたの住所 ス は 居 所	Ť			保					
	保の	k 険 会 社 等) 名 称	保険等の種 類	保険期間は保 保 類 間 開	者の氏名	険金等の 氏 名	受取人	. 新 • ID 保険料等の た剰余金等	本年中に支払った 金額(分配を受け をの整験後の金額) (a) 円	者の		保険会社等保険等 の 名 称種類(目的	(ア) (保) (保) (保) (保) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関	なた損害保険料 余の区 分柄	なたが本年中に支払った 総 与	チの者の 即
	一般の生							新·旧 (a) 新·旧 (a)			地震保险			地 · 震 旧長期 地 · 震 旧長期		
1 1 1	命保	a)のうち 新保険料 事の金額の合計額 A	P	Aの金額を下の計 料等用)に当ては	算式 I (新保険 かて計算した金額 ①	(最高40,	000円)	新·旧 (a) 計(①+②)	(最高40,000円)		険 料 控 除	(Aのうち地震保険料の金額の) (Aのうち旧長期損害保険料の			(B) (C)	円円
生命保具	介護医療保)のうち 旧保険料 事の金額の合計額 B	P	Bの金額を下の計 料等用)に当ては	算式Ⅱ(旧保験 ②	(最高50,	(2000円)	②と③のいずれ か大きい金額 (a)	Ø H	円		地震保険料 控 除 額 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_□ ⁺ 10,000 □	額(©の金額カ 引を超える場合は、 /2+5,000円) ※ =		刊) 円 一
	険	a)の金額の合計額 C	円			3	この金額を下(科等用) に当っ	の計算式 I (新保険 にはめて計算した金額	(最高40,000円)	円	社会保		· 支払 先 名 称	5ことになっている <i>人</i> あなたとの続柄	、あなたが本年中 (払った保険料の会	
除 2	個 人 年 金					開始日 • •		新·旧 (a) 新·旧 (a)			険 料 控		計(控除額)			
1	保 (a) (a) 料 (a	(a)のうち 新保険料 D Dの金額を下の 計算 等の金額の合計額 D 用 (a)のうち 旧保険料 E E の金額を下の 計算		算式 I (新保険 かて計算した金額 算式 II (旧保険	計算した金額 円 円 (最高50,000円)		計 (4 + ⑤) ⑤と⑥のいずれ	④ + ⑤) ⑥ (最高40,000円 ⑥のいずれ ()		 		契約の掛金	あなたが本年中し払った掛金の金			
	20,00	計算式 I (新保険料等用)※ A,C又はDの金額 控除額の計算式 0,000円以下 A、C又はDの全額 0,001円から40,000円まで A、C又はD×1/2+10,00		原の計算式 の全額 ×1/2+10,000円	計算式Ⅱ(旧保険料等) B又はEの金額 控除 25,000円以下 B又はEの 25,001円から50,000円まで B又はE×		額の計算式 全額 1/2+12,500円	生命保険料控除 計(①+②+② (最高120,000円)	企業共済等掛金	確定拠出年金法に	規定する 企業型 年金カ 規定する 個人型 年金カ 共済制度に関する契	11入者掛金			
		01円から80,000円まで 01円以上	A、C又はD:	×1/4+20,000円 00円	50,001円から10 100,001円以上		B又はE× 一律に50,	000円		\mathbb{I}	控除	合	計 (控除額)			円

[※] 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

証
明
書
類
の
添
付
筃
所

ま証

生

命

保

険

料

31 年

1

月

31

日

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

控除の対象となる保険料の範囲等 生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等 (年金を給付する定めのあるものを含みます。)、あるいは疾病若しくは 身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金 が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険

料や掛金をいいます。 なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締 結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行 した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料 の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。

	契約締結日				
	平成 23 年 12 月 31 日	平成 24 年 1 月 1 日			
	以前(旧保険料等)	以後 (新保険料等)			
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料			
介護医療保険料	_	介護医療保険料			
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料			

- (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険 料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基 づき算出した各控除額を合計した金額(最高120,000円)とな ります。
 - 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・ 旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等か に応じて、いずれか一方を○で囲んでください。
 - 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる 保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てを あなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りま

また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契 約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存し ている場合には、そのいずれかとするものに限ります。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生 計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これ らの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震 若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、 損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます。)によ りこれらの資産について生じた損失の額を塡補する保険金又は共済金が 支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料 | 険料を払い込んだ場合の取扱 や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」とい います。)をいいます。

また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等(注 1) に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期 ▶ 損害保険料」といいます。) については、地震保険料控除の対象とするこ とができます.

ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金 が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分 にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当 するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額 については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認して ください。

添付書類 生命保険会社等が発行した 証明書類

なお、一般の生命保険料のう ち旧生命保険料にあっては一 契約の保険料(分配を受けた剰 余金、割戻金を差し引いた残 額) が 9,000 円を超えるものに ついて、また、旧生命保険料以 外の保険料にあっては金額の 多少にかかわらず全てのもの について必要です。

また、勤務先を対象とする団 体特約により払い込んだ生命 保険料については、この申告書 に記載した「あなたが本年中に 支払った保険料等の金額」、「保 険金等の受取人」などに誤りが ないことについて、勤務先の代 表者又はその代理人の確認を 受けたときは、証明書類を添付 する必要はありません。

損害保険会社等が発行した 証明書類

なお、保険料の金額の多少に かかわらず全てのものについ て必要です。

また、団体特約により損害保 いは、生命保険料と同様です。

	控除の対象となる保険料の範囲等	添 付 書 類
地震	(注) 1 平成 18 年度の税制改正前の所得税法第 77 条第 1 項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が 10	
保	年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変 更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又 は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除き	
険料	ます。 2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当た	
等	っては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか 一方を○で囲んでください。	
社会保険料	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など (注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます。)のものを含めていないかご確認ください。	左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国 民年金基金が発行した証明書類 ⑤以外については、証明書類 を添付する必要はありません。
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種 共済契約を除きます。)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤 整備機構や国民年金基金連合 会、地方公共団体が発行した証 明書類 なお、掛金の金額の多少にか かわらず全てのものについて 必要です。